

# べっぷ

# 市議会だより

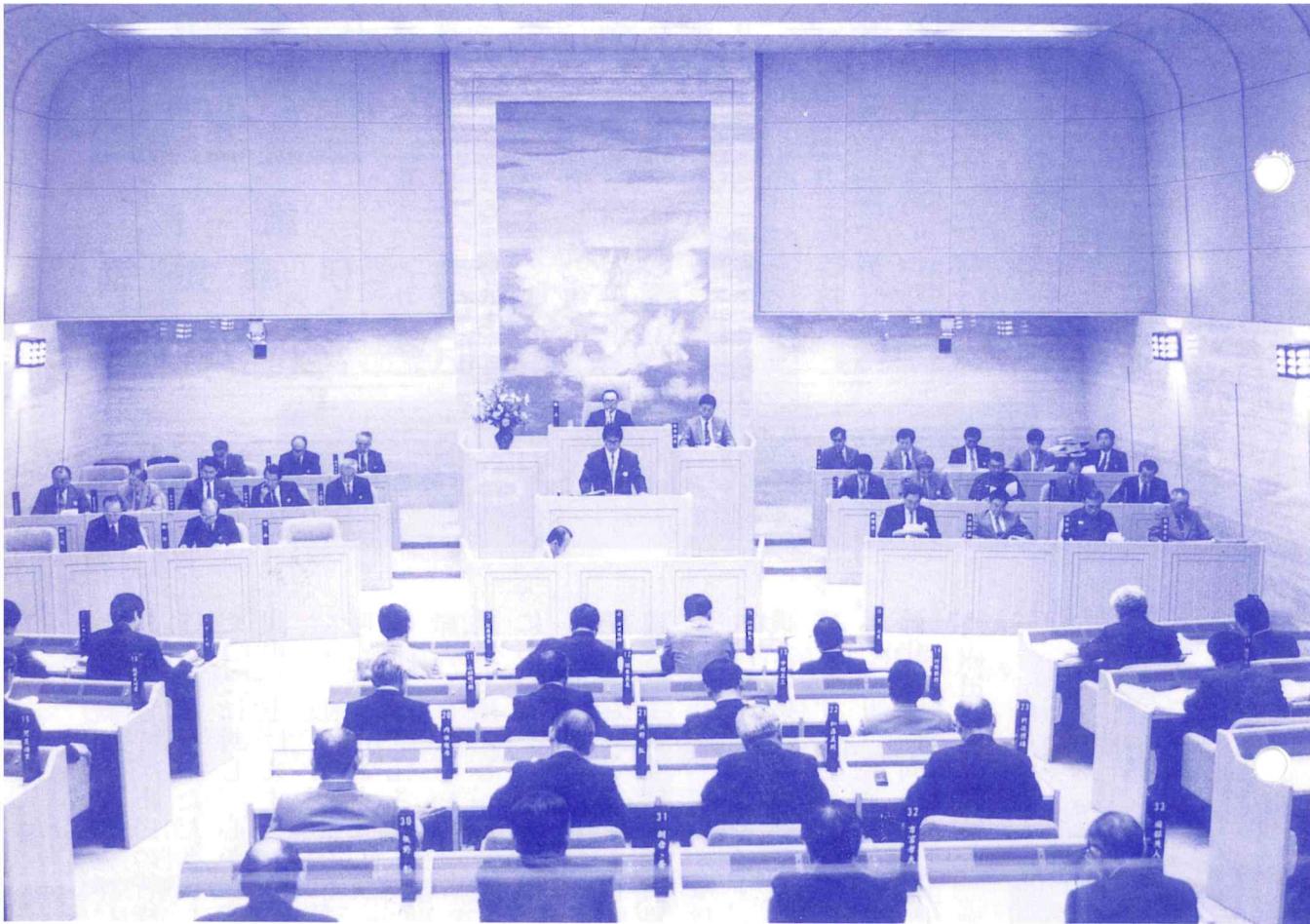
## 創刊号

平成3年7月1日発行

編集 別府市議会編集委員会

発行 別府市議会事務局

☎ 21-1111 内線 253



創刊にあたつて

いよいよ平成も三年目に  
入り、内外ともに激動の時  
代を迎えております。こう  
いった時こそ自治体の堅実  
な行政が強く求められるも  
のであります。

市議会では、さきの統一  
地方選で市民みなさまの信  
託を得た三十三名（うち新  
人七名）の議員さんによる  
新しい議会構成が決まり市  
民福祉の向上と別府市の發  
展に向けてその活躍が期待  
されております。

こうした中で、かねてか  
ら要望のありました議会の  
活動状況を広く市民の方々  
にお知らせし「開かれた議  
会」にしたいとのことから  
このたび「市議会だより」  
を発刊することになりました。  
議会事務局といたしま  
しても、今後とも紙面の充  
実を図つてまいりたいと存  
じておりますのでよろしく  
お願ひいたします。



長  
敏  
幸  
議  
伊  
藤

市民の皆様には、去る4月の市議会議員選挙で私ども33名の御信任をいただき、誠にありがとうございました。

改選後の臨時議会において、議長という大任をお受けすることになり、責任の重大さを痛感いたしております。

責務は誠に重大であり、議会と執行部が一体となつて明るく住みよいまちづくりを推進するとともに、議会運営に当たつても誠心誠意、公正、円滑な議会審議を進めるべく決意を新たにいたしております。

今後とも市民の皆様の一層の御協力と御鞭撻をお願い申し上げ、議長就任のごあいさつといします。

さて、急速に高齢化が進み、また国際化、高度情報化社会を迎える今日、より一層の心の豊かさ、文化の充実が求められており、市民行政ニーズもますます多様化しております。

このような時に、市民の代表としての市議会の

### （伊藤議長の略歴）

副議長  
・総務文教委員会委員長（二回）  
・総務文教委員会副委員長  
・厚生委員会委員長

## 就・任・あ・い・さ・つ

先の統一自治体選舉におきまして、市民の皆様にご支援をいただきましたことに對し、心から感謝申し上げます。

この度、5月10日の臨時市議会におきまして、副議長に選任されました。

微力ではございますが、議長を補佐し、議会運営にあたりたいと思います。

21世紀に向け別府市政

発展のため、市民、行政、議会が一致団結して英智を集め頑張つていかなければならぬ時期です。議会の果たす役割は大変重大です。市政の安定はもとより、急速に進む高齢化社会に向けての福祉

行政、環境行政、觀光、教育等々諸課題が山積しております。これら課題に向け、議会の機能を充分發揮し、行政と一体となつて取り組んでいきたいと思います。

市民の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

### （宮本副議長の略歴）

・観光経済委員会委員長  
・総務文教委員会副委員長  
・建設水道委員会副委員長  
・決算特別委員会副員長



副議長  
宮本博英

# 議会の構成が決まりました

## 監査委員

議会選出監査委員

永井 正

## 常任委員会

### 総務文教(8人)

◎加藤義則 ○佐藤博章  
井田逸朗 梶原九州男  
宮本博英 江藤勝彦  
伊藤敏幸 岡部茂人

### 観光経済(8人)

◎児玉浩至 ○山本一成  
永井 正 小林健二郎  
浜野 弘 首藤 正  
白石 昇 矢野 彰

### 厚生(9人)

◎阿佐照雄 ○菅 正雄  
富田公人 清成宣明  
河野数則 原 克実  
内田有彦 本田行男  
吉富孝夫 井上信幸

## 建設水道(8人)

◎泉 武弘 ○菅 元生

行部弘文 岡本義美

中村正三 岩男三男

井上信幸 朝倉 齊

## 交通体制系

### 特別委員会(11人)

◎内田有彦 ○小林健一郎  
佐藤博章 菅 元生

中村正三 岩男三男

浜野 弘 江藤勝彦

吉富孝夫 阿佐照雄

伊藤敏幸 佐藤博章

泉 武弘 梶原九州男

阿佐照雄 岩男三男

浜野 弘 内田有彦

吉富孝夫 本田行男

### 特別委員会

### 観光振興及び コンベンションセントラル

建設対策  
特別委員会(11人)

◎朝倉 齊 ○岡本義美  
山本一成 行部弘文  
河野数則 清成宣明  
河野数則 岩男三男  
加藤義則 本田行男

白石 昇 岩男三男  
白石 昇 岩男三男  
井上信幸 平成3年6月10日選出

◎委員長 ○副委員長

## 委議会運営

◎朝倉 齊 ○江藤勝彦  
菅 正雄 岡本義美

中村正三 河野数則、  
内田有彦 本田行男

浜野 弘 岩男三男

吉富孝夫 阿佐照雄

伊藤敏幸 梶原九州男

阿佐照雄 児玉浩至

浜野 弘 内田有彦

吉富孝夫 本田行男

### 議事務別構成会議組合

広域市町村圏別構成会議組合

山本一成 清成宣明 井田逸朗  
梶原九州男 岩男三男 児玉浩至  
岡本義美 内田有彦 浜野 弘  
加藤義則 加藤義則 阿佐照雄  
泉 武弘 井上信幸 矢野 彰  
白石 昇 矢野 彰

◎委員長 ○副委員長  
平成3年5月10日選出

# 市議会議員のみなさんです

市民のために

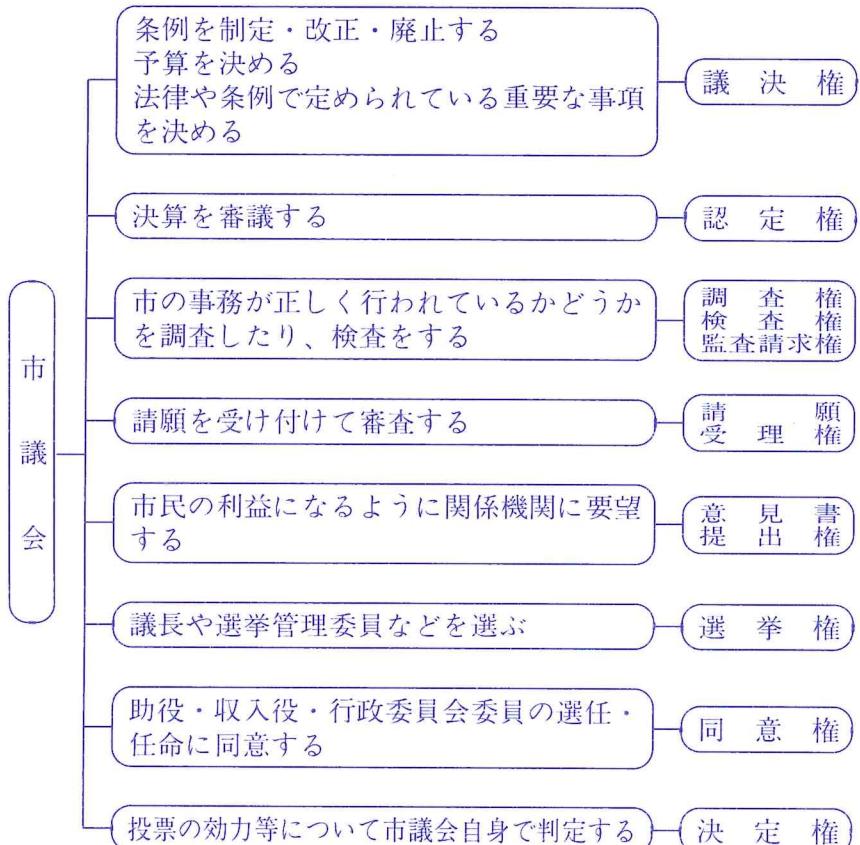
頑張ります。

<p>永 井 正(41)</p> <p>自由民主党議員団</p> 	<p>井 田 逸 朗(51)</p> <p>自民クラブ</p> 	<p>行 部 弘 文(51)</p> <p>自民クラブ</p> 	<p>梶 原 九州男(44)</p> <p>民社党クラブ</p> 	<p>小 林 健一郎(54)</p> <p>社会党クラブ</p> 	<p>菅 元 生(54)</p> <p>自由民主党議員団</p> 	<p>山 本 一 成(40)</p> <p>新進クラブ</p> 	<p>岡 本 義 美(55)</p> <p>社会党クラブ</p> 	<p>富 田 公 人(55)</p> <p>社会党クラブ</p> 	<p>菅 正 雄(44)</p> <p>新進クラブ</p> 	<p>中 村 正 三(39)</p> <p>民社党クラブ</p> 	<p>清 成 宣 明(40)</p> <p>自民クラブ</p> 	<p>佐 藤 博 章(48)</p> <p>新進クラブ</p> 
--	---	---	--	---	---	--	--	--	---	--	---	---

氏名・年齢・会派名  
掲載は議席順です

<p><b>井 上 信 幸</b> (54) 自由民 民 ク ラ ブ</p>	<p><b>新 泉 泉 会 武 弘</b> (47) 公明党 党 ク ラ ブ</p>	<p><b>児 玉 浩 至</b> (55) 社会党 党 ク ラ ブ</p>	<p><b>河 野 数 則</b> (47) 自由民主 民 主 党 議 員 団</p>
<p><b>矢 野 彰</b> (57) 自由民主 民 主 党 議 員 団</p>	<p><b>首 藤 正</b> (56) 自 民 民 ク ラ ブ</p>	<p><b>内 田 有 彦</b> (58) 社会党 党 ク ラ ブ</p>	<p><b>岩 男 三 男</b> (48) 公明党 党 ク ラ ブ</p>
<p><b>朝 倉 齊</b> (59) 自由民主 民 主 党 議 員 団</p>	<p><b>本 田 行 男</b> (56) 日本共産 共 産 党 議 員 団</p>	<p><b>浜 野 弘</b> (58) 自 民 民 ク ラ ブ</p>	<p><b>原 克 実</b> (49) 公明党 党 ク ラ ブ</p>
<p><b>吉 富 孝 夫</b> (63) 自 民 民 ク ラ ブ</p>	<p><b>白 石 昇</b> (64) 日本共産 共 産 党 議 員 団</p>	<p><b>加 藤 義 則</b> (61) 自由民主 民 主 党 議 員 団</p>	<p><b>宮 本 博 英</b> (52) 社会党 党 ク ラ ブ</p>
<p><b>岡 部 茂 人</b> (64) 自由民主 民 主 党 議 員 団</p>	<p><b>伊 藤 敏 幸</b> (43) 公明党 党 ク ラ ブ</p>	<p><b>阿 佐 照 雄</b> (68) 自由民主 民 主 党 議 員 団</p>	<p><b>江 藤 勝 彦</b> (53) 自 民 民 ク ラ ブ</p>

# 市議会です

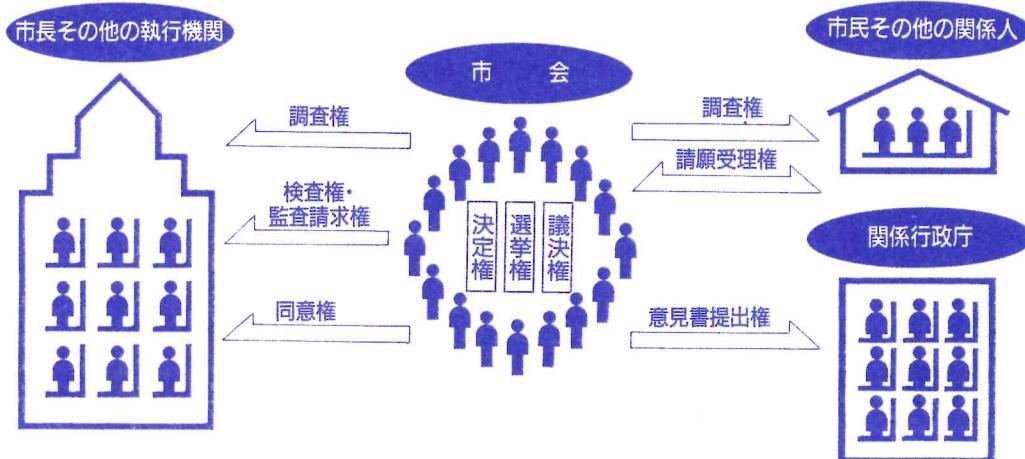


## 市議会のしごと(権限)

市がしごとをするためには、市長が中心になつていろいろな計画を立て、条例や予算などを市議会に提案します。市議会では、それらが市民のために本当に役立つものかどうかを調べたり、相談したりして決めることがあります。

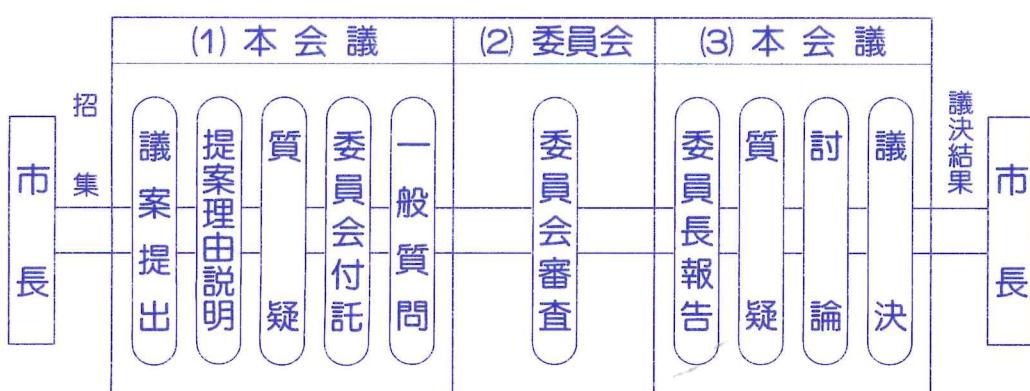
このため、市議会には、法律によつて大きな役割・権限が与えられていますが、その主なものは上の図のとおりです。

# わたしのまちの



## 議会審議の流れ

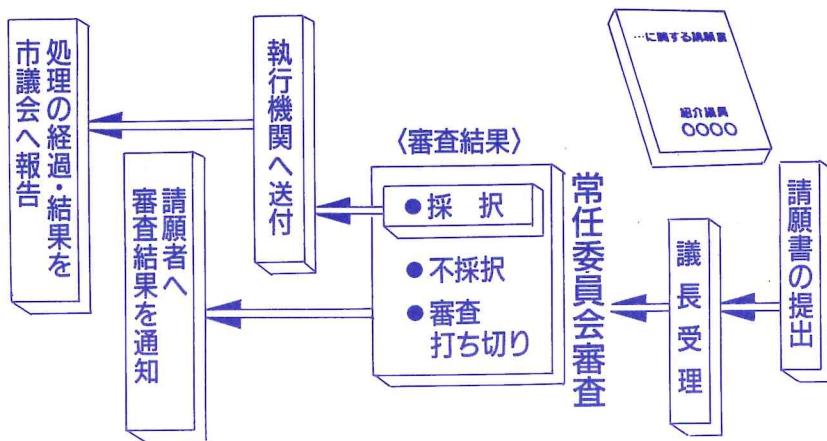
- 提出された議案が議決されるまでの流れを概略図示したものです。



- (1) 本会議で提案理由の説明を受け、質疑を行った後、委員会に付託します。
- (2) 付託された委員会で審査を行います。
- (3) 再び本会議で、委員長から委員会の審査の経過と結果の報告を受けた後、委員長報告に対する質疑、討論を行い議決します。

- 委員会付託後、通常3日間一般質問が行なわれます。

# 請願・陳情



## 請願とは

請願は、憲法で定められた国民固有の権利であり、市民の皆さんごが、議会に対し意見を述べ希望を表明することです。請願をしようとする方は、議員の紹介を受け、請願書を市議会議長あてに提出していくことになつて います。

## 陳情とは

陳情は、國や地方公共団体の職務について、意見や希望を表明する点では請願と同じですが、議員の紹介を必要としないことなど、その扱いに違いがあります。

## 請願の審査

市議会議長まで提出された請願は本会議で議題とされた後、関係する常任委員会で審査が行われます。その結果、請願事項が妥当で、その実現を図ることが必要と認められたものは採択、請願者の希望に沿い難いものは不採択などの結論が出されます。

所定の手続きを経て、審査結果が確定すると、議長はそれを請願者と紹介議員に通知します。採択された請願のうち、市長など執行機関で処理することが適当と認められるものは、これらの機関に送られ、送付を受けた機関は、処理の経過および結果を市議会に報告することになっています。

## 虚札廃止に ご協力ください

## あなたも本会議を 傍聴してみませんか

本会議は原則として一般に公開されており、議会傍聴受付で簡単な手続きをすれば、どなたでも自由に傍聴することができます。

市政を身近に知るために皆さんで傍聴してみませんか。傍聴席は80席あり、車いす席(7台分)も用意されています。会期日程など詳しいことについては、市議会事務局へお問い合わせ下さい。

公職選挙法が平成二年二月一日より改正され、政治家の寄付は罰則をもつて禁止されました。有権者が勧誘・要求することも禁止されています。

別府市議会では、これに先だって、虚札廃止に関する決議(平成元年六月二十六日)を行っています。

市民・各団体の皆さんには、十分ご理解のうえ、ご協力をお願いします。